

郵政民営化法施行令の一部を改正する政令案の概要

1 改正の趣旨

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）第 107 条等において、郵便貯金銀行が受け入れる預金等の預入限度額や、郵便保険会社が引き受ける保険の加入限度額等について政令委任されており、郵政民営化法施行令の改正により、所要の事項を定める。

2 改正の内容

- (1) 郵政民営化法第 107 条に基づき、郵便貯金銀行の預入限度額を 1,000 万円と、郵政民営化法第 137 条に基づき、郵便保険会社が引き受ける保険の加入限度額を 1,000 万円等と定める。
- (2) 郵便貯金銀行・郵便保険会社が、民営化当初（平成 19 年 10 月 1 日）から内閣総理大臣・総務大臣の認可を受けることなく行うことができる業務範囲を現行の公社の業務範囲と同様のものと定める。

等

3 施行時期

郵政民営化法の施行の日から施行する。